

令和7年度(2025年7月1日~2026年7月1日適用)

2025年7月1日版

# 逗子市市民活動補償制度のご案内

## 1 逗子市市民活動補償制度とは

逗子市民の皆様が安心して市民活動等に取り組めるよう、団体や市民が活動中に不測の事故により、

- ・死亡または負傷したとき(傷害事故)
- ・損害賠償を行うとき(賠償責任事故)

に当該支出を市が補償する制度です。なお、審査の結果、補償制度が適用されない場合があります。

## 2 対象となる活動

逗子市内を拠点として無報酬(交通費等の実費弁償程度は可。)で行われる公益性のある活動で、継続的及び計画的なものまたは臨時に行うものです。

「公益性のある活動」とは、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動のことです。

活動の種類	対象となる活動例
地域社会活動、社会福祉・社会奉仕活動	○社会福祉施設等への支援活動(建物修理、植木手入れ、リハビリテーションの手伝い、通園・送迎の介助、託児、カウンセリングなど) ○高齢者・心身障がい児/者等への援護活動(老人給食サービス、生活介助、手話通訳、点訳・朗読奉仕等) ○清掃・美化活動等(公園清掃、草刈り等、資源回収・リサイクル活動) ○地域保健衛生活動(害虫等駆除、献血活動、食生活改善等)
社会教育・社会体育活動・青少年育成活動	○スポーツ・レクリエーション活動の主催・指導・管理を継続的・計画的に行っている者(ただし、スポーツ団体管理下またはスポーツ競技会の管理下にある者(スポーツ活動の参加者)は原則として補償対象に含まれません。また、山岳登山、スカイダイビング、ボブスレーその他これらに類する危険度が高い運動も除きます。) ○文化活動、生涯学習活動、青少年育成活動の主催・指導・管理を継続的・計画的に行っている者
その他の活動	○地域防災活動(防災・防犯・防火活動等) ○交通安全活動(駐車違反追放活動、自転車放置防止活動等)
自治会・町内会活動	○自治会・町内会活動一般
市主催事業、市との協働事業	○防災訓練、講演会(公益性のある内容)、展示会等の手伝いなど

## 3 対象とならない活動、事故

- ・活動者等の故意により発生した事故
- ・海外での活動
- ・けんかや自殺、犯罪行為による事故
- ・市施設の管理運営における瑕疵による事故
- ・活動者自身が所有又は運転等する自動車又は原動機付自転車による事故
- ・山岳・海難救助ボランティアその他緊急時での活動による事故
- ・スポーツ活動を目的としたスポーツ団体管理下またはスポーツ競技会の管理下での事故
- ・スポーツ活動の参加者の事故(ただし、主催・指導・管理を継続的・計画的に行っている者は補償対象者)
- ・クラブ活動や授業中など、学校管理下での事故
- ・市が契約する保険会社の保険契約約款等で免責となる事故 など
- ・政治、宗教及び営利を目的とした活動
- ・地震、噴火及び津波等天災による事故
- ・市が損害賠償の責めを負う事故
- ・企業活動内の活動など職務として従事する活動

## 4 対象者

「2 対象となる活動」を行う団体と市民で、「活動者」と「要件を満たした参加者」が対象者となります。

「活動者」とは、対象活動の運営に携わる者、対象活動について指導的地位にある者若しくはこれらに準じる者又は対象活動の遂行に責任を負う者をいいます。

「要件を満たした参加者」とは、本人の意思で対象活動を行う者です。活動者が同伴する乳幼児等は対象となりません。

社会教育・社会体育活動・青少年育成活動の参加者は原則として対象外です。また、活動の応援者や観覧者も対象とはなりません。

## 5 補償対象の種類

補償の種類は、「賠償責任事故」と「傷害事故」があります。

### (1) 賠償責任事故

公益性のある活動に伴う事故により他人の生命、身体若しくは財物等に損害を与え、法律上の賠償責任を負う場合。

### (2) 傷害事故

公益性のある活動中の事故によって活動者本人が死亡若しくは傷害を負う場合。

なお、活動の場所と活動者又は参加者の自宅との通常経路による移動中の事故を含みます（賠償責任事故は対象外です）。

＜補償の種類による補償の対象者＞

種類	対象	団体*	逗子市民*	
			要件を満たした活動者	参加者
賠償責任事故	○	○	○	対象外 (一部○)
傷害事故	対象外	○	○	対象 (一部×)

基本的には、左表のとおりですが、活動内容によって対象・対象外の判断が異なりますので、詳しくはお問合わせください。

\*市内に活動の拠点を置く、おおむね5人以上の共通の目的を持った市民により自主的に組織されているもの。

\*補償の対象は、原則として逗子市民の活動が対象です。市外在住の方は、まずはお住まいの市町村にご確認ください。

## 6 補償内容

種類	補償金額
賠償責任補償	身体賠償事故 支払限度額 1名 1億円 支払限度額 1事故 5億円
	財物賠償事故 支払限度額 1事故 500万円
	保管物賠償事故 支払限度額 1事故 500万円
	5,000円を超える部分について補償します。 なお、示談などの際には、市が契約している保険会社に事前に相談してください。
傷害補償	死亡 200万円
	後遺障害 6万円～200万円
	入院(180日以内) 1日 3,000円
	通院(90日以内)* 1日 2,000円
	入院し手術を受けたときは、入院補償金に手術の種類に応じた倍率を乗じて得た額を給付します。

注1 他の損害補償をかけている場合でも、対象となります。

注2 疾病は対象外ですが、熱中症(熱射病及び日射病)、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は対象になります。

注3\* 事故の日から180日以内に、90日を限度として通院した日数が対象になります。

## 7 手続き

### (1) 事前の手続き

加入や登録の事前手続きは必要ありません。

### (2) 万が一事故が起きてしまった場合

市民協働課に、事故報告書を提出してください(事故の日から14日以内)。なお、連絡が遅れると補償されない場合があります。

活動や事故が市民活動補償制度の要件を満たしているかどうか確認するため、日ごろの具体的な活動内容や事故の状況等を書面で報告していただきます。

＜主な提出書類＞

#### 1) 事故報告書(市が用意した所定の書式)

※市のホームページから入手できます。[逗子市市民活動補償制度](#)で検索またはQRコードから。

#### 2) 会の活動目的、無報酬の活動であることなどが分かる資料(規約、予算書や決算書等)

#### 3) 活動内容が分かる資料(事業報告書、事業計画書、会員名簿等)

#### 4) 参加者が分かる資料(当日の参加者名簿等)

※会員及び参加者名簿は市内在住であるか判断できるものをご用意ください。

※活動内容により参加者が確認できない場合は、お問合わせください。

#### 5) 事故発生状況等が把握できる資料(事故発生場所を示した地図、財物等の損害の様子が分かる写真)

※その他必要に応じて提出いただきますので、お問合わせください。



問 合 せ 先	逗子市 市民協働部 市民協働課 市民協働係 住所：〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 市役所3階 電話：046-873-1111 (内266、267) ファクス：046-873-4520 E-mail アドレス：siminkyoudou@city.zushi.lg.jp
------------------	--